

名古屋家庭裁判所委員会（第34回）議事概要

1 日時

令和3年8月5日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

名古屋家庭裁判所大会議室（ウェブ会議システムを利用した方法による）

3 出席者

（委員）

奥村委員，勝委員，金山委員，川端委員，佐藤委員，田邊委員，戸田委員（委員長），中野委員，長谷川委員，森委員，山中委員，和久田委員

（事務担当者）

永井次席家庭裁判所調査官，五百木次席家庭裁判所調査官，村田家事次席書記官，後藤少年次席書記官，和田事務局長，永井事務局次長，鈴木総務課長，田中会計課長，樫山総務課課長補佐

4 議事

(1) 開会

(2) 「裁判所における新型コロナウイルス感染症拡大防止策について」の概要説明（概要説明に対する質問回答は，別紙1のとおり）

(3) 意見交換

テーマ「裁判所における新型コロナウイルス感染症拡大防止策について」（別紙2のとおり）

(4) 次回開催日及び意見交換テーマ

ア 次回開催日 令和4年2月15日（火）午後1時30分

イ 意見交換テーマ 「裁判所における要配慮者対応について」

(5) 閉会

(別紙1)

概要説明に対する質問事項

(◆：委員 ○：委員長)

- ◆ 調停室や調査官の家庭訪問の際に窓を開けていると、外部に声が漏れる可能性があるが、プライバシーの保護等をどのように行っているのか。また、電話会議による調停を行う場合、周辺に第三者がいたり、なりすましなどの可能性もあるが、どのように防止しているのか。
- ◆ 当事者から話を聴いている時は、窓を閉めているため、外に声が漏れることはない。また、電話会議による調停を行う場合には、本人確認について本人しか知り得ないような情報を尋ね、その後、第三者がいないということを口頭で確認している。
- 電話会議による調停を行う場合、周辺に第三者がいないことを完全に防ぐことは難しいと考えているが、通常、一方の当事者と裁判所とをつないで、話をうかがい、その後、それを一旦切った上で他方の当事者と裁判所とをつないで話をうかがうという方法で実施しているので、第三者の主張が直接相手方当事者に伝わることはない。また、事前に本人の周辺に第三者がいた場合には、電話会議が利用できなくなるなど、本人にとって不利益となることを説明した上で行っているため、理解いただいているものと考えている。実際に、これまで、相当な数の電話会議をやっているが、今のところ、周辺に人がいて何かトラブルになったことはない。
- ◆ 第一波の時に登庁率を下げ、在宅での業務を行ったということだが、どのような業務を行ったのか。
- 第一波の時は、郵便処理や受付業務、また、緊急性を伴う手続など、最低限の業務は継続したが、それ以外の主要業務は停止した。例えば、家事事件で言えば、調停の期日などは全て延期するなどの対応をとった。そのため、先ほど御紹介したような批判もあった。現在も一、二割程度の在宅勤務を行う運用を継続しているが、全ての業務を行っている。

なお、在宅勤務における業務としては、例えば、家庭裁判所で家事手続案内を行っているが、電話での問い合わせに対して在宅勤務中の職員が自宅に対応するなどして在宅でもできるものを少しずつ見つけながら行っているのが実情である。

(別紙2)

協議テーマに関する意見交換

(◆：委員　○：委員長　△：事務担当者)

- 裁判所の新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた取組状況を説明させていただいたが、率直なところどのような感想をお持ちになったかお聞きしたい。
- ◆ しっかりと様々な取組をされているということを実感した。その上で当社の事例を紹介させていただくと、当社では、打合せ室などに二酸化炭素の濃度を計測する機械を導入している。特に当社の場合、狭い会議室、窓のない会議室というのが非常に多いので、もちろん、裁判所同様に機械換気がされているが、利用者の安心感を高める意味も含めて、二酸化炭素濃度計を置いて、一定の二酸化炭素濃度以下になるようにしていることが目で見て分かるようにしている。
- 二酸化炭素濃度が上がったので、会議を途中で止めて一旦換気をすることもあるのか。
- ◆ 私自身も携帯型の二酸化炭素濃度計を持ち歩いているが、かなり人が集まっても、1000ppmを超えることはなかった。
- ◆ 私のところは、オゾン発生装置を利用している。職員の執務室にも置いてある。また、部屋の使用人数だが、収容人数の3分の1を上限にして対応している。
- オゾン発生装置は会議ごとに持ち歩くのか。
- ◆ 職員の部屋には常時置いてあるが、会議時は持ち歩いている。
- ◆ 私のところでもオゾン発生装置を置いている。装置の効果によるか否かは不明だが、幸いお客様から私のところで新型コロナウイルスに感染した話は聞いていない。加えて、お客様が入れ変わる度に、使用したテーブルや椅子、アクリルパーテーションの除菌を徹底して行っている。
- ◆ 私たちの団体も、裁判所と同じような態勢でやっており、特にコロナ禍で相談を受けたい方は増えているという現状にある。そのため、基本的に相談はで

きるだけ中止しないようにしているが、最初の第一波の緊急事態宣言の時は、どこもそうだったと思うが、何をやるにも手探りの状況だったということや相談を担当する所属の会員の安全を守らなければならないというところで、相談を含めて全ての業務を一旦止めた。その後、再開してからは、相談に来られる方、相談を担当する者いずれも相談前に検温をして、一定の体温がある方には、相談を御遠慮いただいている。また、対面での相談に不安を覚える方のために電話やウェブを用いて、非対面でも相談ができるようにしている。私たちの団体の建物自体は機械換気をしているが、空気が動いていることが目で見て分かった方が安心する方もいらっしゃるので、相談の部屋や会議を行う部屋には、サーキュレーターを複数台設置して換気を促すようにしている。また、相談の受付等を行う職員についても、お昼を同じ部屋で同時に取らないようにしたり、広いところで離れて食事が取れるようにしたりしているが、全てが手探りであるため、どれが正解なのか分からないのが率直な感想である。

- ◆ 裁判所は本当によくやっているなど感じた。私たちは、県内の会員に向けた研修会を頻繁にやっている。第一波の時に、ウェブ研修ができるように、急いで準備をしたので、今はほとんどの会議と研修会をウェブでやっている。また、ウェブページ上でウェブ研修であるかが分かるようにしている。そして、業者等から、挨拶に来たい等の電話があっても、電話で済ませたり、ウェブでやろうとお伝えしたりして、極力外部の方が出入りしないようにしている。そのほか、今までお互いに向き合って食事をしていたのを講義方式にしたり、時間をずらして食事をするようにしている。
- ◆ 裁判所は本当にずいぶんしっかりやっているという印象を受けた。ただし、1つ実際に体験して気になるのが、報道で歯磨きによりクラスターが起こったという話を聞いたことがあるので、トイレでの食後の歯磨きの対応である。歯磨きの時は当然マスクを取っているのですが、しかも、皆さん食事が終わって、狭い部屋に同じようなタイミングで歯磨きに来るので、ちょっとそこに入っていくのが怖いと感じたことがある。その対策まで手が回っているのかが気になる。

るところである。

- 注意喚起はしているが、ただいまの御意見を参考にさせてもらい、改めて周知の方法や飛沫感染が起こらないようにするための工夫を検討していきたいと思う。
- ◆ 相談業務をする場合、電話相談では意思疎通が難しいので、対面相談が基本となる。アクリル板を購入し、お客様との間に置き、なるべくはす向かいに座り、距離を取るようになっている。また、以前は、お茶を出していたが、マスクを外して飲むことがないように、お茶出しをするのをやめている。お客様にはそのような感染防止の取組を断り書きにして見せている。
- ◆ 私どもの職場は、外国人市民の方から相談等を受けることが非常に多いので、対面相談をなるべく避けるため、外国人の方がよく使っているスカイプを利用している。あと、キャリアの携帯を持っていない方が非常に多く、電話番号がない方も多いので、ライン電話等の多くのSNSのツールを用いて電話や映像を通じて相談に対応している。また、施設の手すりやドアノブは、1日数回拭いたり消毒をしたりしている。このほか、会議室の貸出業務に当たっては、目に見える形で安心してもらえるように、ホワイトボードのマーカーやイレーサー等の備品について、貸出時に消毒済みのものを渡すようになっている。
- スカイプやライン電話を使っているということだが、セキュリティの面で問題はないか。
- ◆ セキュリティ対策よりも利便性を重視し、まずは利用しやすい環境を整えることを優先している。
- ◆ 裁判所と同様、マスク着用の徹底、換気の徹底及び体調不良者の報告の徹底などを行っている。また、非対面での会議等を多用しており、例えば名古屋と岡崎の間では対面での会議等は行わず、テレビ会議を利用した方法による会議等をするようになっている。セキュリティ面での問題もあることから、外部と繋がっていない自庁システムを多く利用するようになっている。仕事内容がどうしても在宅勤務になじみにくいため、1時間以上の差を設けた時差出勤を行う

ようにしている。

- ◆ もともとICTを先行して取り入れていたこともあり、実験や実習以外はほぼ全てオンラインで行っている。しかし、対面でないと効果の得られないものもあるため、例えば少人数のゼミについては対面でのゼミを再開した。ゼミでのディスカッションを行う際はマスクに加え、フェイスシールドを着用して行うようにしている。しかし、フェイスシールドは非常に息苦しく、またシールド部分が水蒸気で曇ってしまうため、結局オンラインに戻るケースもある。授業はオンラインで行っているが、学生からは通いたいという声をよく聞くので、学生の交流とのバランスを図ることが難しいと感じる。
- ◆ 会議とか研修をオンラインの形態に切り替えている。また、業務上、在宅勤務も困難であるため、時差出勤を奨励している。また、昼の休憩時間についても柔軟に対応できるように時間をずらすこともしている。また施設利用者が好むカラオケも禁止しているし、レクリエーション等で身体接触があるようなものも行わないようにしている。複数箇所の事業所を利用している方もいるため、なかなか単独の事務所だけで対応するのは難しいところである。
- 昨年4月から5月にかけて出された政府による緊急事態宣言及び各自治体等からの外出自粛要請を受けて、当庁でも、職員の登庁率を3割程度に抑えた。現在、裁判所の業務は、エッセンシャルワークとしての側面が強いと考えており、新型コロナウイルス感染症拡大が繰り返される中でも、可能な限り裁判運営を継続させる方針のもと、感染拡大防止を図りながら業務を継続させている。感染拡大防止と裁判業務継続とのバランスの問題について感想をお聞きしたい。
- ◆ 裁判所の業務は、エッセンシャルワークだと思う。バランスを考えるよりも、業務継続を前提として、どのような感染防止対策をとるかという観点で考えてもらいたい。裁判所の期日が取り消されたり、職員がおらず、業務が止まってしまうと、大きな影響を受けた。あと、職員が一人感染したとしても、その周りの人が濃厚接触者にならないように日頃から距離を取って仕事をする

など、そういうことに気を配ってもらいたい。

- そのための一つの方法として電話会議による調停というものを従前よりも多用している。このことについては、御意見はあるか。
- ◆ 調停期日の間隔を空けずにリズムよく調停を進められるという意味では、電話会議の活用というのは大変良いことだと思う。ただ、やはり顔が見えない、こちらで話したことに対する反応が見えないところは、かなりやりづらい。ただ、期日が進まないよりは良いと思う。
- ◆ 昨年4月、5月は裁判所の業務が止まっていたため、所属している団体の会員などは困っていた。できる限り業務継続ができる態勢を取ってもらいたい。コロナ対応を1年余り続けてきて、最近思うのは、人によってコロナに対する考えが余りに違い過ぎることである。全然気にしない方と、体のこともあって本当に恐れて外に出られない方との間ではコロナに対する感じ方が大きく差が出てきているのではないかと思う。今後、裁判所での業務を続けて行く中で、感じ方の違う方々が同じ場所に集うことになれば、来庁者同士の接触に対する不安感を感じる方も増えてくるのではないかなと思う。そのような不安感を踏まえた業務継続の在り方を考えていかなければ、来庁する方の不安はいつまでも拭えないと思う。また、裁判のIT化が進んでいくようになってくると、様々なツールを使うことに抵抗を感じる方もいらっしゃると思うので、そういう方が利用しやすいような裁判業務の体系をきちんと確立していく必要がある。
- ◆ 私どもはマスクをしながら会話することを1年間業務の中でやってきて慣れているが、たまに外出される方については、相談の際、話していないときはマスクをしているのだけど、話すときには、マスクをして話すことに息苦しさを感じることもあるようで、外してしまう方が多い。
- ◆ 電話会議を利用した調停の積極的な活用を行っているということはよく分かった。扱っている内容がプライバシーに直結されるようなものであるため、簡単にはいかないとは思いますが、例えば、将来的にオンラインでの調停を考えてい

るのか。

- ◆ 先日新聞でも報道されたとおり、家事調停のウェブ会議を利用したオンラインによる実施については現在、試行に向けた検討をしているところである。もう少しばらくすれば、一部ではウェブ会議を用いた方法による調停が始まるのではないかと考えている。
- ウェブ会議は、まだ試行というレベルで進んでいる状況であるが、音声だけではなく、映像もある調停手続が手続として用意されることになる。ただし、映像になると、プライバシーの問題もあり、非常に取扱いが難しくなってくるため、どれくらい当事者が対応できるかという問題は出てくる。将来的には対面、電話会議、ウェブ会議の三種類の方法を平行して調停を進めていくことになると思われる。
- ◆ 例えば、精神的疾患の影響により、通学できず、普段であれば直接の配慮を求めなければいけない学生においては、オンラインの授業であれば、特段の申出をしなくても受けられるという良い面があった。ただし、秋学期からは普段やっている対面授業に戻すという話もある。そうすると今後、家族や自分自身に基礎疾患があるわけではないが、感染することが怖いので通学できない学生の選択をどこまで受け入れていくのかということが問題になると思われる。裁判所の手続でも、オンラインや電話会議は、裁判所に来られない人への対応ということで非常に良い選択肢になっていくと思うが、コロナがいつ終息するのかが見込めない中で、今後、特段の理由がないが裁判所に行きたくないという当事者をどこまで受け入れていくのかという線引きをどうするのかは難しいと感じる。
- ◆ 先程から話に出ているが、やはり裁判所の業務というのは国民の様々な権利を守る砦のようなものだと思う。そのため、まずは必要な業務を最大限継続するということが大事であって、そのために新型コロナウイルス感染拡大防止策を構築するという方針が適切と考えている。裁判所の業務の内容を全て把握しているわけではないが、仮に国民の権利に直結するような業務とそうではない

内部的な業務というものを分別できるのであれば、内部的な業務をしている職員の出勤率を減らすことはできるのかなと思っている。私どもの業務は様々な業種の集合体みたいな一面があり、その中でも特に報道情報番組の継続を第一に考え、それ以外の業務に関しては、省略化したり、中継する社員の数を減らしたりするという対応をしている。裁判所でも、国民の権利に直結する部分について継続というのを第一に考えていただくべきだと考えている。

- ◆ 裁判所が第一波の時に一部の業務を停止したということには驚きを感じた。何が何でも、物が足りなくても人を助けなければならないという思いでやってきたため、こういう考え方もあったのかと驚いた。その一方で、それほどコロナというものが、得体の知れないものだったのだなと改めて感じた。現在、人を介する仕事の中で働く者として心配しているのは、学生がウェブでの研修に慣れてしまったことにより、人に接する仕事への将来的な影響がないかということである。裁判の中でも、どうしても人と会わなければならない、ある程度感情とか相手方の反応を見なければならない場面があると思うので、そういったところをどうしていくべきなのか、みんなで工夫していかなければならないだろうと思う。
- ◆ 限られた職員でやっていくには、何を優先すべきか、ここは省けるのではないかという議論を重ねてきた。その結果、いくつか見直したものもある。裁判所でも、今後、電話会議やウェブ会議を充実させていくに当たり、職員の皆さんが勉強会などをして職務の在り方を考えていく必要があると思う。
- ◆ 業務継続の重要性についてはそのとおりだと思う。また、業務を継続するための工夫として非対面の手続を考えるという裁判所の方針についてはその通りだと思う。当方で取り組んでいることとして、1つは職員が感染しないこと、濃厚接触者を出さないように工夫すること、それからもう1つは、業務の継続という観点から、誰か一人が出勤できない状態になっても、誰かがカバーできるように日頃から取り組んでいるところである。去年は東京にいたが、当時は、新型コロナウイルス感染症は、よく分からない病気であり、あの東京でもほと

んど歩いている人がいない，また車も走っていないという状況であった。皆が恐怖を感じていたと思う。今から思えば，当時も裁判業務を続けた方がよかったということになるかもしれないが，当時は，職員の感染や来庁者の健康のことを心配して判断したものであり，あながち間違いではなかったと振り返ることもできる。しかし，今は感染症について分かってきたことも多いので，これからはしっかり感染防止対策をとりながら，すぐに行うべき業務とそうでない業務とのバランスを意識することが大切だと思う。

- 多くの貴重な御意見をいただき，大変参考になった。各委員から伺った御意見を今後の裁判所運営に活かしていきたい。